

店頭外国為替証拠金取引説明書 (法人用)

－ ライブスターFX －



商号：株式会社ライブスター証券（金融商品取引業者） 登録番号：関東財務局長（金商）第8号
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会

はじめに

店頭外国為替証拠金取引をされるに当たっては、本説明書の内容を十分に読んでご理解ください。店頭外国為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあります。店頭外国為替証拠金取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

目 次

第1章 リスクについて

- 1-1. 店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について…………… 4
- 1-2. 店頭外国為替証拠金取引における主なリスク…………… 5

第2章 お取引について

- 2-1. ライブスターFX取引ルール…………… 8
- 2-2. 店頭外国為替証拠金取引の手続きについて…………… 16
- 2-3. 本人確認書類およびマイナンバーの提出…………… 18
- 2-4. 店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為…………… 19

第3章 その他

- 3-1. 区分管理について…………… 22
- 3-2. 当社の概要及び苦情受付・苦情処理・紛争解決について…………… 24
- 3-3. 店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語…………… 25

本説明書は、金融商品取引業者が金融商品取引法第37条の3の規定に基づき顧客に交付する書面で、同法第2第22項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第1号に規定する取引に該当する通貨の売買取引である店頭外国為替証拠金取引について法人のお客様向けに説明します。

第1章 リスクについて

1-1. 店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について

店頭外国為替証拠金取引は、元本や利益が保証された商品ではありません。証拠金取引であるため、実際の取引金額が証拠金の額に比べて大きく、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあります。また、取引対象である通貨の金利の変動によりスワップポイントが受取りから支払いに転じることもあります。さらに、取引金額がその取引についてお客様が預託すべき証拠金の額に比して大きいいため、その損失の額がお客様の預託した証拠金の額を上回ることがあります。

- (1) 相場状況の急変により、売付け価格と買付け価格のスプレッド幅が広くなったり、意図した取引が出来なかつたりする可能性があります。
- (2) 取引システム又は金融商品取引業者およびお客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認、取消などが行えない可能性があります。
- (3) 取引手数料は、原則無料です。ただし、iサイクル2取引は1万通貨単位あたり（南アフリカランド/円は10万通貨単位あたり）200円（税込）を徴収いたします。
- (4) お客様が注文執行後に当該注文に係る契約を解除すること（クーリングオフ）は出来ません。
- (5) 当社は、お客様との取引から生じるリスクの減少を目的とするカバー取引を次の業者と行っています。

■ドイツ銀行(Deutsche Bank AG)

銀行業：監督当局はドイツ連邦金融監督庁

■UBS銀行(UBS AG)

銀行業：監督当局はスイス連邦銀行委員会

■外為オンライン（金融商品取引業）

■OCBC証券(OCBC Securities Private Limited)

証券業：監督当局はシンガポール通貨庁

- (6) お客様から預託を受けた証拠金は、その全額を日証金信託銀行株式会社及び株式会社三井住友銀行の金銭信託口座に当社の自己の資金とは区分して管理しております。
- (7) 当社は「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」第10条の5第7項第1号に規定する報告金融機関等に当たります。当社と金融取引を行うお客様は、同条第1項前段の規定により、「特定取引を行う者の届出書」を届け出ていただく必要があります。また、当社では、同項後段の規定により届け出ていただいた内容の確認を行うほか、居住地国が一定の国のお客様については、同法第10条の6第1項の規定により口座残高等の情報を所轄税務署長に報告することが義務付けられております。

1-2. 店頭外国為替証拠金取引における主なリスク

(1) 為替変動リスク

外国為替市場では、各国の経済環境、金利動向等により24時間常為替レートが変動しております（土日・一部の休日を除く）。店頭外国為替証拠金取引は、ある通貨を対価として、その通貨以外の通貨を売買する取引を指しますが、値幅制限もなく短期間で大きく変動する場合もあり、変動によっては為替差損が発生します。また、その損失はお客様が当社に預託された額を超える可能性もあります。

(2) レバレッジ効果リスク

店頭外国為替証拠金取引では、レバレッジ（てこの作用）による高度なリスクが伴います。実際に投資した資金に比べて大きな取引が可能のため、大きな利益が期待できる反面、相場が思惑に反した場合には損失も大きくなります。マーケットがお客様のポジションに対して不利な方向に変動し、有効証拠金が当社の定めるロスカット値を割った時、当社がお客様の計算において、お客様が保有する全てのポジションを自動的に成行注文にて決済いたします。証拠金取引では預託した資金に対し過大なポジションを保有することにより、相対的に小さな資金で大きな利益を得ることが可能ですが、逆に、預託した資金をすべて失う、あるいは預託した資金を超えて損失を被る可能性も同時に存在します。

(3) 流動性リスク

マーケットの状況によっては、お客様が保有するポジションを決済することや、新たにポジションを保有することが困難になることがあります。外国為替市場には値幅制限がなく、特別な通貨管理が行われていない日本円を含む主要通貨の場合、通常高い流動性を示しています。しかし、主要国での祝日や、ニューヨーククローズ間際、週はじめのオープンにおける取引、あるいは普段から流動性の低い通貨での取引は、当社の通常の営業時間帯であっても、マーケットの状況によってレートの提示が困難になる場合もあります。また、天変地異、政変、戦争、為替管理政策の変更、同盟罷業等の特殊な状況下では特定の通貨の取引が困難または不可能となる可能性もあります。

(4) 金利変動リスク

店頭外国為替証拠金取引は、通貨の交換を行うと同時に金利の交換も行われ、スワップポイントの受け払いが発生します。スワップポイントは各国の経済状況や金融政策等を反映しており、日々変動するものです。したがって、常に受け払いされる額が一定とは限りません。

(5) 相対取引リスク

ライブスターFXはお客様と当社との相対取引であり、当社の信用状況によっては損失を被る危険性があります。また、当社が提示する為替レートは他の情報（テレビやインターネット等）と同一ではなく、不利な価格で成立する可能性もあります。

(6) カバー取引先リスク

ライブスターFXでは、お客様からの注文をインターバンク市場にてカバー取引を行っており、カバー取引先においてカバー取引が出来ない状況になった場合、お客様の取引が不可能、またはは

制限されます。

（7）ロスカットリスク

ライブスターFXでは、一定の間隔で行われる時価評価により、有効証拠金がロスカット値を下回った（取引ルール18 ロスカット参照）状態で更新された場合、未決済ポジションの全てが決済されます。下記の場合には執行される価格がロスカット値から大きく乖離することがあり、お客様が当社に預託された金額を超える損失が生じる可能性もあります。

- ・相場状況が急変した場合
- ・土曜日の終値と月曜日の始値が乖離している場合
- ・メンテナンス開始前の価格と終了後の価格が乖離している場合
（臨時メンテナンスを含む）
- ・インターバンク市場において出合レートがない場合

なお、発生した不足額はお客様が当社へ速やかに入金するものとします。

（8）逆指値注文リスク

ライブスターFXでの逆指値注文は、下記の場合には注文した価格から大きく乖離して約定することがあります。

- ・相場状況が急変した場合
- ・土曜日の終値と月曜日の始値が乖離している場合
- ・メンテナンス開始前の価格と終了後の価格が乖離している場合
（臨時メンテナンスを含む）
- ・インターバンク市場において出合レートがない場合。

また、逆指値注文は値幅制限がないことから必ずしも損失が想定した範囲（内）に収まるとは限りません。

（9）指値注文リスク

ライブスターFXでの指値注文は、相場状況が急変した場合・土曜日の終値と月曜日の始値が乖離している場合（週末たぎ）・メンテナンス（ルール4 サービス停止時間参照）の開始前の価格と終了後の価格が乖離している場合（臨時メンテナンスを含む）には、原則的に指定したレートで約定するため、約定時点での提示レートより不利なレートで約定する場合があります。

（10）スリッページリスク

ライブスターFXでの取引注文では、注文時の提示レートと約定レートが変動することがあります。このとき、注文時の提示レートより不利なレートで成立することがあります。

※指値注文は注文した価格で約定しますので、スリッページは発生しません。

（11）個人情報に関するリスク

ライブスターFXを利用するにあたり、使用するログインID・パスワード等の個人情報が窃盗・盗聴等により第三者に漏れた場合、その第三者がお客様の個人情報を悪用することによりお客様が損失を被る可能性があります。

（12）電子取引システムリスク

電子取引システムの場合、お客様および当社の通信機器故障、通信回線の障害、情報配信の障害、あるいは電子取引システムそのものの障害等により、一時的または一定期間、お客様の取引が不

可能になる場合があります。また、取引は出来ても配信されるレート・情報の誤配および遅配により、実勢とはかけ離れたレートで約定、または約定された注文が取消される可能性があります。この場合の当該取引については当社の判断により対応させていただきます。

(13) 取引証拠金・スワップポイント・取引手数料の変更リスク

取引証拠金・スワップポイント・取引手数料はマーケットの状況、各国の金利政策の動向等により、お客様に事前に通知することなく変更する場合があります。また、それに伴い資金の追加が必要になったり、ロスカット値が近くなったりする可能性もあります。

(14) 関連法規の変更リスク

店頭外国為替証拠金取引に係る関連法規の変更等により、現状より不利な条件での取引となる可能性があります。

(1)～(14)のリスクは、ライブスターFXにおける主なリスクについて記載したものが、これが全てのリスクとは限りません。

第2章 お取引について

店頭外国為替証拠金取引とは、証拠金を預託することにより、銀行間での外国為替直物取引の商慣行である通常2営業日後に実行される受渡し期日を、決済取引を行わない場合には繰り延べすることで、決済するまでの間ポジションの継続を可能にした取引をいいます。

2-1. ライブスターFX取引ルール

ルール1 取引形態

ライブスターFXは当社が推奨するパソコン環境、及びNTTdocomo、au、SoftBankのいずれかの携帯端末にてお取引いただけます。

※携帯端末をご使用の場合、パスワードの取得及びその他ご利用いただけない機能がございます。

また、ご利用される機種によっては当取引をご利用いただくことができない場合がございます。

ルール2 利用時間

(1) 米国標準時間の適用期間中は月曜日午前7時～土曜日午前6時55分

(2) 米国のサマータイム期間中は月曜日午前7時～土曜日午前5時55分

※主要海外市場が休場の場合はこの限りではありません。

※取引システムの保守時間帯（臨時メンテナンスを含む）は利用できません。

※ライブスターFXの利用時間をお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。

ルール3 ロールオーバーの時間

米国標準時間の適用期間中は火曜日～土曜日の午前6:55～午前7:05、

米国サマータイムの適用期間中は火曜日～土曜日の午前5:55～午前6:05、土曜日の午前5:55～正午に行われます。

※この時間は、サービス停止（メンテナンス）時間（ルール4）となります。

ルール4 サービス停止（メンテナンス）時間

(1) 米国標準時間の適用期間中は火曜日～金曜日の午前6時55分～午前7時05分、
土曜日午前6時55分～正午

なお、土曜日の正午～月曜日の午前7時までは成行注文以外の登録は可能とするが、執行は不可とします。

(2) 米国サマータイムの適用期間中は火曜日～金曜日の午前5時55分～午前6時05分、
土曜日午前5時55分～正午

なお、土曜日の正午～月曜日の午前7時までは成行注文以外の登録は可能とするが、執行は不可とします。

※ライブスターFXのサービス停止時間をお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。

※上記メンテナンスの他に、臨時メンテナンスを実施する場合があります。

ルール5 取引対象通貨

ライブスターFXでは米ドル・加ドル・ユーロ・英ポンド・スイスフラン・豪ドル・ニュージーランドドル・円等主要各国通貨の組合せにより取引ができます。取引対象通貨については当社ホームページ「ライブスターFX取引要綱（法人用）」をご参照ください。

ルール6 取引単位

ライブスターFXにおける各通貨の取引は1万通貨単位となります。なお、ZAR/JPYにつきましては、10万通貨単位となります。

ルール7 取引手数料

ライブスターFXにかかる取引手数料は、以下の通りです。

1万通貨単位あたりの取引手数料

(南アフリカランド/円は10万通貨単位あたりの取引手数料)

注文形態	新規手数料	決済手数料
成行注文（クイックトレード）、指値注文、逆指値注文、IFD注文、OCO注文、IFDO注文、トレール注文、成行注文（クイックトレード）+決済OCO注文、途転注文、ポジション集計決済	0円	0円
iサイクル2取引	200円（税込）	200円（税込）

※iサイクル2取引で新規約定した取引には、取引手数料（新規手数料と決済手数料）が発生します。取引手数料は、新規注文約定時毎（繰り返される注文を含む）に新規手数料と決済手数料を合わせた額を徴収いたします。

ルール8 呼び値の最小変動幅

呼び値の最小変動幅は0.1PIP（クロス円=0.1銭）とします。

ルール9 取引レート

当社では、カバー取引の相手方であるカバー先金融機関から配信されるレートに基づき、当社独自に生成した取引レートをお客様に配信いたします。

お客様は、当社が配信した取引レートの買付け価格（ask）で買い付け、売付け価格（bid）で売り付けることができます。

買付け価格と売付け価格には差（スプレッド）があり、スプレッドは各通貨ペアで異なります。

その値は当社ホームページ上の「ライブスターFX取引要綱（法人用）」を参照下さい。

また、当社では、カバー先からレート提示がない場合や、カバー先から受けたレートが市場実勢を反映したレートではないと当社が判断した場合には、レートの配信を停止する場合があります。レートの配信停止後、カバー先がレート提示を安定的に再開し、且つ提示レートが市場実勢を反映したレートであると当社が判断した場合にレートの配信を再開いたします。

ルール10 スワップポイント

- （1）スワップポイントとは、ポジションを決済せずにロールオーバーを行う事により、1日ごとに発生する金利差調整額のことです。
- （2）スワップポイントは、通貨ペア毎に数値が提示されます。
- （3）スワップポイントは、各国の金融政策、経済情勢等により変動します。
- （4）スワップポイントは、10,000通貨単位に対する金額を表記します。

ルール 1 1 取引証拠金

取引証拠金とはポジションを保有するために必要な証拠金をいい、通貨ペアごとに異なります。取引証拠金は毎週火曜日の午前7時5分（サマータイム期間中は午前6時5分）に改定されます。取引証拠金については、当社ホームページ「ライブスターFX取引要綱（法人用）」をご参照ください。

ルール 1 2 有効証拠金

有効証拠金とは、口座資産に評価損益（スポット、スワップ）を加えたものから、出金依頼額を差し引いたものです。

ルール 1 3 口座資産の評価

お客様の保有するポジションについては、当社の提示するレートにより適宜再評価（以下、預り評価という）されるものとします。

ルール 1 4 返還可能額・新規注文可能額

口座資産から取引証拠金・評価損益（スポット損益・スワップ損益・取引手数料）・注文中証拠金・出金依頼額を引いた金額が正の場合、この金額が返還可能額であり新規注文可能額でもあります。

ルール 1 5 注文形態

FX取引では以下の注文が行えます。

●成行注文（クイックトレード） ●指値注文 ●逆指値注文 ●IFD注文 ●OCO注文 ●IFDO注文 ●トレール注文 ●成行注文（クイックトレード）＋決済OCO注文 ●途転注文 ●ポジション集計決済（同じ通貨ペアで複数ポジションある場合、集計し決済できます。） ●iサイクル2取引

※成行注文（クイックトレード）＋決済OCO注文 および途転注文については、ライブスターFXダウンロード版、スマートフォン・タブレット端末取引ツールに限ります。

※注文内容は値動きにより制限を受けることがあります。

※取引システムの機能変更等により、注文形態の種類が変更される場合があります。

※注文中の新規注文が約定することにより、取引証拠金の合計額が増加し、有効証拠金（ルール12）の額を超える場合、当該新規注文が取消されます。

ルール 1 6 許容スリップ

店頭外国為替証拠金取引での取引注文では、為替レートが変動した場合、提示レートより不利なレートで成立することがあります（スリッページ）。その為、ライブスターFXでは成行注文（クイックトレード）におきまして発注したレートに対し、どの程度スリッページを許容するか予め設定することができます。1単位は、0.1PIP（クロス円＝0.1銭）となります。なお、許容スリップ値を小さく設定いたしますと、相場状況により設定値以上の変動があった場合は、発注したレートでは約定されません。また、許容スリップ値を大きく設定いたしますと、相場状況により発注したレートから大きく乖離したレートで約定する場合がございますのでご注意ください。

※許容スリップは、成行注文（クイックトレード）以外ではご利用いただくことはできません。

ルール 1 7 注文の有効期限

成行注文以外の注文では、注文受付に際し有効期限の指示をしていただきます。有効期限は、当日限り・無期限・指定期限の3パターンです。

- 当日限り…ニューヨーククローズ時間まで有効（メンテナンス時間帯は約定されません）
- 無期限………取消を行うまで有効
- 指定期限…指定された時刻まで有効

ルール 18 ロスカット

- (1) ライブスターFXでは、原則1分以内の間隔で行われる時価評価により有効証拠金（ルール12参照）が、当社の定めたロスカット値を下回った場合、損失の拡大を防ぐ為、お客様が保有する全てのポジションを成行注文で決済いたします。また、その際に、約定されていない指値注文等についても全て取消されます。（※）

取引コース名	ロスカット値
法人コース	取引証拠金の100%の額

例1：法人コースの場合 有効証拠金¥100,000 でUSD/JPY（取引証拠金¥20,000のとき）を1枚買付けた場合、USD/JPYのBidレートが買付け価格より8円00銭を超える下落でロスカットとなります。（他にポジションがなく、またスワップポイントを考慮しない場合。）

※ロスカット判定（原則1分以内の間隔で行われる時価評価）処理及び決済注文処理は、その時の相場状況（流動性の低下、カバー先との注文状況等）や対象となるデータ量等により、必ずしも1分以内に処理が完了するとは限りません。その為、ロスカット約定価格と乖離して約定する場合があります、預託資金以上の損失が発生する可能性がございます。当社ではロスカット約定価格が乖離した分の差額の補填及び約定値の修正等を行いません。また、ロスカット判定後に全ポジションを成行注文にて決済するため、ロスカット値及び判定値を保証するものではありません。

- (2) ロスカットはお客様の大切な資産を保全するための措置ですが、相場の状況等により執行される価格がロスカット約定価格から大きく乖離することがあり、お客様が当社に預託された金額を上回る損失が生じる可能性もあります。仮に証拠金の額以上の損失が発生した場合においても、当社は一切の責任を負わないものとします。発生した不足額はお客様が当社へ速やかに入金するものとします。
- (3) テレビやインターネットなどの情報と当社の価格とは異なる場合がありますことをご了承ください。
- (4) 当社では、大幅な為替相場変動が発生することを考慮し、余裕を持った資金の預託をお奨めしています。
- (5) ロスカットはサービス停止時間（臨時メンテナンスも含む）には執行されません。
- (6) 有効証拠金が「ロスカット値」に近づいた場合、「ロスカットアラートメール」が送信されます。ただし、相場状況によっては「ロスカットアラートメール」が送信される前にロスカットが執行されることがあります。また、通信状況等によっては「ロスカットアラートメール」の送受信が遅延する場合があります。

ロスカットアラートメールの詳細は「3-3 店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語」ロスカットアラートメールをご参照下さい。

ルール 19 決済期限の繰り延べ

外国為替直物市場は取引の2営業日後に外貨とその対価の交換を実施します。しかし、ライブスターFXは、ポジションのロールオーバー（ポジションの決済日を翌日以降に繰り延べること）を行うことでポジションを維持継続するので決済期限はありません。つまり、お客様がポジションを決済するまで保有し続けます。また、ロールオーバーは、実質的には売付けた通貨を借り入

れ、買付けた通貨を預け入れることになるので、その借入金利と預入金利との間の金利差調整額であるスワップポイントを当社との間で授受します。同じ通貨の組合せについてのスワップポイントは、お客様が受取の場合の方がお客様が支払う場合よりも小さくなっています。また、売買ともにお客様の支払いとなることもあります。

ルール 20 差金決済に伴う金銭の授受

転売又は買戻しに伴うお客様と当社との間の金銭の授受は、次の計算式により算出した金銭を授受します。

1. 対円通貨ペア取引（決済約定レート - 新規約定レート）× 取引数量 + 累積スワップポイント
2. それ以外の通貨ペア取引（決済約定レート - 新規約定レート）× 取引数量 × 円貨レート + 累積スワップポイント

※円貨レートとは下記例のように右側に標記される通貨の実勢売付け価格のことをいいます。

（例：EUR/USDの場合、USD/JPYの実勢売付け価格）

ルール 21 証拠金等の入金

- （1）当社への証拠金等の入金は、当社が利用する金融機関への振込によるものとします。振込手数料は、お客様負担とします。但し、クイック入金（当社取引画面より提携銀行からの振込手続を行った場合）ご利用時の振込手数料は当社負担と致します。
- （2）振込人名義は「ライブスターFX」ご利用のお取引口座名義人と同一のものに限ります。振込名義人に相違があることが判明した際には、「本サービス」における入金処理完了後及び売買発生後といえども原則として当該振込入金の取り消しを行なうこととします。これにより発生するリスクは全てお客様ご自身が負うものと致しますので、ご注意ください。
- （3）お客様から預託を受ける証拠金は日本円のみです。有価証券または外貨等による充当はできません。
- （4）証拠金の預託先は株式会社ライブスター証券です。

※クイック入金とは、当社取引画面より提携銀行のお客様預金口座からインターネットバンキングを通じて直接お振込いただくサービスとなります。手続き後、即時に取引口座へ反映いたします。但し、手続き途中で操作を終了したり、タイムアウト等で正常に処理が完了しなかった場合は、即時反映が行われず、反映までに2営業日程、お時間をいただく場合がございます。

ルール 22 証拠金の出金

- （1）預託すべき証拠金の金額を超過して預託している場合、超過している金額の全部又は一部を返還請求することができます。
- （2）当社からの証拠金の出金は、ご登録頂いている金融機関口座への振込によるものとします。手数料は原則として当社にて負担します。
- （3）出金可能額は返還可能額の範囲内となりますが、全額出金を除く出金のご依頼につきましては、1件あたり5,000円以上とさせていただきます。ポジションをお持ちの場合は急激な相場変動を考慮した出金をお奨めします。
- （4）出金を依頼された場合、原則として翌日（金融機関の営業日）から2営業日後までにお客様の金融機関口座に振込まれます。但し、年末年始、ゴールデンウィーク等の祝祭日については、金融機関の営業日に基づき、当社ホームページにて案内するものとします。

※お客様がライブスターFXによらない過度な入出金を繰り返し行っていると当社が判断した場合には、当社は、過去にさかのぼり当社が負担した入金および出金時の振込手数料を、ルール

2 1 およびルール 2 2 の定めによらずお客様に請求いたします。

ルール 2 3 税金について

法人が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した所得(売買による差益及びスワップポイント収益)は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

なお、金融商品取引業者は、顧客の店頭外国為替証拠金取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該顧客の本店所在地、法人名、マイナンバー(法人番号)、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。

詳しくは、最寄りの税務署もしくは、税理士等の専門家にお問い合わせください。

ルール 2 4 注文の執行

(1) 成行注文(クイックトレード)

当注文は、お客様が取引画面にて発注ボタンをクリックした時点において、当該画面に表示されている価格を注文価格として発注されます。お客様の注文を当社で受注した時の配信価格が、お客様の注文価格と一致するかお客さまに有利な価格であった場合、当該注文価格で約定します。

ただし、お客様が注文時に許容スリップを設定されている場合には、当該設定範囲以内であれば、受注した時の配信価格で約定します。

なお、当該設定範囲を越えてお客様に不利に変動した場合には、お客様の注文は失効しますが、当該設定範囲を越えてお客様に有利に変動した場合には当該設定範囲上限の価格で約定します。

以上の仕組みから、許容スリップを設定した場合には、お客様の注文時に画面に表示されている価格(=注文価格)と実際の約定価格との間に差が生じる場合があります。当該相違は、お客様にとって有利な場合もあれば、不利な場合もあります。(いずれも、お客様が設定したスリップページ許容範囲以内に限定されます。)

当注文は、取引時間中のみ行うことができます。当注文は、受付順に約定しますが、相場急変時や注文の集中等により、当社のカバー先が応じることができる数量を超えて受注した場合、お客様の注文が約定できず、失効する場合があります。

当注文において、お客様が発注し注文の執行が開始された後、注文の約定が完了されるまでの間に相場の急変等によって有効証拠金がロスカット値を下回った場合は、当注文での約定ではなく、ロスカット注文の約定が優先されます。

(2) 指値注文

当注文は、お客様が注文価格を指定して行う注文で、当社がお客様に配信する価格が、売り注文の場合は、お客様が指定した価格以上、買い注文の場合は、お客様が指定した価格以下になった時点で、当該注文価格を以って約定します。(そのため約定時点の配信価格と比べて、約定価格が不利に約定する場合があります。)

また、週明けやメンテナンス明けの取引開始時においても同様の仕組みで当該注文価格を以って約定するため、実勢価格から不利な方向に乖離した約定価格となり、お客さまに損失が発生する場合があります。

当注文は、取引時間外に発注することも可能で、有効期限が終了するまで、上述の条件で約定するか、取り消されるまで失効しません。

また、相場急変時や注文の集中等により、当社のカバー先が応じることができる数量を超

えた場合、お客様の注文が約定できないことがあり、その場合も注文は失効せず、次に執行条件を満たしたときに、再度注文の執行を行います。

当注文において、注文執行条件に達し注文の執行が開始された後、注文の約定が完了されるまでの間に相場の急変等によって有効証拠金がロスカット値を下回った場合は、当注文での約定ではなく、ロスカット注文の約定が優先されます。

(3) 逆指値注文

当注文は、お客様があらかじめ執行の条件となるトリガー価格を指定して行う注文で、当社がお客様に配信する価格が、売り注文の場合は、お客様が指定したトリガー価格以下、買い注文の場合は、お客様が指定したトリガー価格以上になった時点で、当該配信価格で約定します。そのため実際の約定価格は、お客様の指定したトリガー価格に比べて不利になる場合があります。

当注文は、取引時間外に発注することも可能で、有効期限が終了するまで、上述の条件で約定するか、取り消されるまで失効しません。

また、相場急変時や注文の集中等により、当社のカバー先が応じることができる数量を超えた場合、お客様の注文が約定できないことがあり、その場合も注文は失効せず、次に執行条件を満たしたときに、再度注文の執行を行います。

当注文において、注文執行条件に達し注文の執行が開始された後、注文の約定が完了されるまでの間に相場の急変等によって有効証拠金がロスカット値を下回った場合は、当注文での約定ではなく、ロスカット注文の約定が優先されます。

ルール 25 i サイクル 2 取引

i サイクル 2 取引は、設定された条件にしたがって複数の新規注文と決済注文が繰り返し発注される注文形態です。

(詳細につきましては当社ホームページ「i サイクル 2 取引」

[<https://www.live-sec.co.jp/fx/i-cycle/>] をご参照ください。)

(1) 相場が設定した値幅の範囲内で動く場合は、利益確定の決済約定と繰り返しの新規注文の発注が継続します。相場が利益方向に変動し、決済約定によってポジションがゼロとなった場合は、決済約定と同時に新規注文が発注されます。

また、損失方向へ設定した値幅の範囲を超えて推移した場合、損決済の約定と同時に新規注文が発注されます。

(2) 為替相場の急変時や休日やメンテナンス時間などを挟み価格が乖離した場合、利益方向への乖離では、ポジションがゼロとなる利食い決済の約定レートと新規注文の約定レートが乖離することがあります。損失方向への乖離では、新規注文と損切り決済注文が、相場急変直後や休日明けやメンテナンス明けの価格で同時に約定することにより、少なくともスプレッド分の損失が発生することがあります。

(3) i サイクル 2 取引で約定したポジションを i サイクル 2 取引に依らずに決済した場合、また、新規注文可能額が不足したことにより新規注文が成立しなかった場合は、その時点で当該 i サイクル 2 取引の設定は停止されます。

(4) i サイクル 2 取引の設定を停止すると、当該 i サイクル 2 取引にて約定済みのポジションにかかる決済注文は発注されません。

(5) i サイクル 2 取引では、新規手数料と決済手数料の取引手数料が発生します。取引手数料

は、新規注文約定時毎（繰り返される注文を含む）に新規手数料と決済手数料を合わせてお客様の口座資産から徴収させていただきます。

- (6) i サイクル 2 取引で約定したポジションは通常のポジションと同様に、計算上の損失が一定の水準を超えた場合のロスカットルールや、証拠金判定による強制決済の対象となります。また、ロスカットや強制決済が執行されると全ての i サイクル 2 取引の設定は停止されます。

※以上の説明はすべて i サイクル 2 取引によって発注される注文とポジションのみを対象とします。

※ i サイクル 2 取引における注文には、許容スリップの機能はございません。

※ i サイクル 2 取引における新規、および決済注文は、ターゲットレート以下（買の場合）、またはターゲットレート以上（売の場合）となった時点で、ターゲットレートで約定が行われます。（指値注文と異なり、スリップする可能性があります。）その為、約定時点の配信レートと比べ、不利な約定となり、お客様に損失が発生する場合があります。

※ i サイクル 2 取引における決済注文（損切）は、レートが上がった際に入るターゲット（買）注文、またはレートが下がった際に入るターゲット（売）注文は、ターゲットレート以上（買の場合）、またはターゲットレート以下（売の場合）となった時点の配信レートで約定が行われます。

※ i サイクル 2 取引で設定する対象資産は、注文の条件を算出する為のものであり、お客様の損失を限定するものではありません。

ルール 26 カバー取引

当社では、お客様との取引により発生する為替変動リスクを回避するために、カバー取引を行っております。

カバー取引は、原則として取引条件の最もよいカバー取引先へ、システムによる自動発注を行い、お客様の注文ごとにカバー取引を実施し、当該取引が成立後、お客様の注文が約定されます。そのため、相場急変時や注文の集中等により、当社のカバー取引先がカバー取引に応じることができなかった場合、お客様の注文が約定できないことがあります。

ルール 27 情報セキュリティロック

当社では、お客様の資産を確実に保護する観点から、不正アクセスの禁止を重視し、同一 ID に対して、当社が指定する回数を超えてパスワードを誤入力するとアクセスが不可能となります。アクセスの解除のためには、登録メールアドレスから解除作業をしていただく必要があります。お客様が何らかの理由で登録メールアドレスにアクセスできないことにより生じるお客様の不利益に関しては当社では一切責任を負いませんので、登録メールアドレスの管理には十分ご注意ください。

2-2. 店頭外国為替証拠金取引の手続きについて

お客様が当社と店頭外国為替証拠金取引を行う際の手続きの概要は、次のとおりです。

1. 取引の開始

(1) 本説明書の交付を受ける

はじめに、当社から本説明書が交付されますので、店頭外国為替証拠金取引の概要やリスクについて十分ご理解のうえ、ご自身の判断と責任において取引を行う旨の確認書をご提出、もしくは電磁的方法（オンライン口座開設時）にてご承諾ください。

(2) 店頭外国為替証拠金取引口座の設定

店頭外国為替証拠金取引の開始にあたっては、あらかじめ当社に口座開設申込書・店頭外国為替証拠金取引に関する確認書・個人情報の提供に関する同意書を差入れ、店頭外国為替証拠金取引口座を設定していただきます。その際ご本人である旨の確認書類をご提出いただきます。

2. 新規注文の指示

店頭外国為替証拠金取引の注文をするときは、当社の取扱い時間内に、インターネットを通じ各種端末において次の事項を正確に当社に指示してください。

1. 取引通貨ペア
2. 売付取引又は買付取引の別
3. 注文数量
4. 価格（指値、成行等）
5. 注文の有効期間
6. その他お客様の指示によることとされている事項

3. 証拠金の差入れ

店頭外国為替証拠金取引の注文をするときは、当社に所定の証拠金を差入れていただきます。また、証拠金に一定限度を超える不足額が生じるなど、証拠金の追加差入れが必要なときは、これに応じていただきます。当社は、証拠金を受け入れたときは、お客様に受領書を交付します。

4. 決済注文の指示

当社の店頭外国為替証拠金取引は、ポジションを指定後、反対売買して決済いただきます。なお、同一の通貨組合せの売建玉（売ポジション）と買建玉（買ポジション）を同時に持つこと（「両建て」といいます。）については、お客様にとって、買付け価格と売付け価格の差、手数料を二重に負担すること、支払いのスワップポイントと受取りのスワップポイントの差を負担することなどのデメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがあります。

5. 注文をした取引の成立

注文をした取引が成立したときは、当社は成立した取引の内容を明らかにした約定通知書をお客様に交付します。

6. 消費税の取扱い

当社における手数料は消費税等の課税対象となります。

（取引手数料が0円の場合は、取引手数料に関する消費税は発生いたしません。）

7. 未決済ポジション、証拠金等の報告

当社は、お客様に取引状況をご確認いただくため、お客様の店頭外国為替証拠金取引の未決済ポジション、証拠金及びその他の未決済勘定の現在高を取引システムにて提供しております。

8. 電磁的方法による書面の交付

お客様が電子交付等を利用できる書面等は、金融商品取引法等により電子交付等が認められている書面を含む次の各号に掲げる書面等とします。

(1) 取引システム

- ① 約定取引明細（契約締結時交付書面）
- ② 注文履歴明細
- ③ 入出金明細
- ④ スワップ明細表
- ⑤ 金融商品取引年間報告書
- ⑥ 金融先物に係る建玉、証拠金等現在高報告書
- ⑦ 金融商品取引報告書
- ⑧ 口座資産 入出金報告書
- ⑨ 月間取引報告書
- ⑩ 証拠金残高・未決済ポジション状況
- ⑪ 重要な内容の変更の通知
- ⑫ その他当社または法令にて必要とした通知及び報告書

(2) 電子メール

- ① 約定通知メール
- ② 入出金に係る報告書（入出金のお知らせ、受領書等）
- ③ 重要な内容の変更の通知
- ④ その他当社または法令にて必要とした通知及び報告書

(3) ホームページ

- ① 店頭外国為替証拠金取引約款・規程集（契約締結前交付書面）
- ② 店頭外国為替証拠金取引説明書（契約締結前交付書面）
- ③ 取引要綱
- ④ 取引要綱詳細
- ⑤ 重要な内容の変更の通知
- ⑥ その他当社または法令にて必要とした通知及び報告書

9. 電磁的方法による交付の方法

当社からの書面の交付を電磁的方法に代えて受けることに承諾する場合は、その旨を書面または電磁的方法（オンライン口座開設時）にて同意してください。

前条（1）の書面は、当社の使用に係るサーバー内に顧客ファイルを設け、当該顧客ファイルに記録されている記載事項を顧客の閲覧に供する方法とします。

前条（2）の書面は、当社の使用に係るサーバーを通じて記載事項を送信し、顧客等が契約しているデータセンター等に備えられたメールサーバーに当該記載事項を記録する方法とします。

前条（3）の書面は、当社のホームページからリンク等により接続される閲覧ファイルに書面の記載事項を記録し、顧客の閲覧に供する方法とします。

上記書面は、Portable Document Format（以下「PDF」という。）若しくは Hyper Text Markup

Language（以下「HTML」という。）の形式により提供します。

電子交付等を受けるには、当社の推奨するパソコンの推奨動作環境に適合していることを前提とします。

また、PDF形式による対象書面の記載事項をご覧いただくためには、あらかじめ「Acrobat Reader」の最新バージョンを使用することに同意していただくことが必要です。

10. その他

当社からの通知書や報告書の内容は必ずご確認のうえ、万一、記載内容に相違又は疑義があるときは、速やかに当社のお客様相談窓口にご照会ください。

店頭外国為替証拠金取引の概要、取引の手続き等について、詳しくは当社にお尋ねください。

2-3. 本人確認書類およびマイナンバーの提出

平成20年3月1日より「犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯罪収益移転防止法）」が施行されました。この法律は、特定事業者（金融機関、非金融業者、職業的専門家等）がお客様の氏名・住所及び生年月日等の確認及びお客様の取引記録を保存することで、特定事業者がテロリズムの資金隠しや、マネー・ローンダリングに利用されることを防ぎ、犯罪による収益の移転防止を目的としています。本人確認書類の種類についてはホームページにて公開しております。

平成27年10月5日より「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」が施行されました。平成28年1月1日より、新たに当社とお取引されるお客様は、口座開設時にマイナンバー（個人番号・法人番号）を当社に提示していただく必要があります。マイナンバーの提示手続き等については、ホームページにて公開しております。

本説明書は、法令の変更・監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改訂されることがあります。その改訂内容はホームページに公開するなど当社の方法によりお知らせいたします。なお、改訂内容が、お客様の従来の権利を制限するもの、もしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、当社がその都度定める期日までに異議の申出を願います。期日までに申出がない場合、お客様はその変更にご同意いただいたものとして取扱います。

※ご提出いただいた本人確認書類は、不備書類も含め返却いたしません。

2-4. 店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為

金融商品取引業者は、金融商品取引法により、お客様を相手方とした店頭外国為替証拠金取引、又はお客様のために店頭外国為替証拠金取引の媒介、取り次ぎ若しくは代理を行う行為（以下、「店頭外国為替証拠金取引行為」といいます。）に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意ください。

- (1) 店頭外国為替証拠金取引契約（お客様を相手方とし、又はお客様のために店頭外国為替証拠金取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです。）の締結又はその勧誘に関して、お客様に対し虚偽のことを告げる行為
- (2) お客様に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為
- (3) 店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘の要請をしていないお客様に対し、訪問し又は電話をかけて、店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘をする行為（ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にあるお客様（勧誘の日前1年間に、2以上の店頭金融先物取引のあった者及び勧誘の日に未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者に限り、）に対する勧誘及び外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されます。）
- (4) 店頭外国為替証拠金取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、お客様に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為
- (5) 店頭外国為替証拠金取引契約の締結につき、お客様があらかじめ当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為又は勧誘を受けたお客様が当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為
- (6) 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、お客様に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為
- (7) 店頭外国為替証拠金取引について、お客様に損失が生ずることになり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には、自己又は第三者がその全部若しくは一部を補てんし、又は補足するため当該お客様又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該お客様又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
- (8) 店頭外国為替証拠金取引について、自己又は第三者がお客様の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はお客様の利益に追加するため、当該お客様又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該お客様又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
- (9) 店頭外国為替証拠金取引について、お客様の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はお客様の利益に追加するため、当該お客様又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為
- (10) 本説明書の交付に際し、本説明書の内容について、お客様の知識、経験、財産の状況及び店頭外国為替証拠金取引契約を締結する目的に照らして当該お客様に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないこと
- (11) 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

- (12) 店頭外国為替証拠金取引契約につき、お客様若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又はお客様若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含みます。）
- (13) 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をする行為
- (14) 店頭外国為替証拠金取引契約に基づく店頭外国為替証拠金取引行為をすることその他の当該店頭外国為替証拠金取引契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為
- (15) 店頭外国為替証拠金取引契約に基づくお客様の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は証拠金その他の保証金を、虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為
- (16) 店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する目的があることをお客様にあらかじめ明示しないで当該お客様を集めて当該店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為
- (17) あらかじめお客様の同意を得ずに、当該お客様の計算により店頭外国為替証拠金取引をする行為
- (18) 個人である金融商品取引業者又は金融商品取引業者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。）若しくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、お客様の店頭外国為替証拠金取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として店頭外国為替証拠金取引をする行為
- (19) 店頭外国為替証拠金取引行為につき、お客様から資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨の組合せ、数量及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。）
- (20) 店頭外国為替証拠金取引行為につき、お客様に対し、当該お客様が行う店頭外国為替証拠金取引の売付け又は買付けと対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。）の勧誘その他これに類似する行為をすること
- (21) 通貨デリバティブ取引（店頭外国為替証拠金取引を含みます。（22）において同じ。）につき、顧客が預託する証拠金額（計算上の損益を含みます。）が約定時必要預託額に不足する場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること
- (22) 通貨デリバティブ取引につき、営業日ごとの一定の時刻における顧客が預託した証拠金額（計算上の損益を含みます。）が維持必要預託額に不足する場合に、当該顧客にその不足額を預託させることなく取引を継続すること
- (23) 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって不利な場合）には、顧客にとって不利な価格で取引を成立させる一方、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって有利な場合）にも、顧客にとって不利な価格で取引を成立させること
- (24) 顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲を、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広く設定すること（顧客がスリッページを指定できる場合に、顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲が、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広くなるよう

設定しておくことを含む。)

- (25) 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限を、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限よりも大きく設定すること

第3章 その他

3-1. 区分管理について

当社では、金融商品取引法の規定に基づき、お客様から預託を受けた証拠金等の資金を、日証金信託銀行株式会社及び株式会社三井住友銀行へ金銭信託を行う方法により当社の財産とは区分して管理しています。

信託保全の対象額（区分管理必要額）は、お客様より預託を受けた証拠金に、実現損益、評価損益及びスワップ損益を加減算した金額とし、毎営業日計算いたします。信託財産の元本評価額が区分管理必要額に満たない場合、満たないこととなった日の翌日から起算して2営業日以内に日証金信託銀行株式会社及び株式会社三井住友銀行に追加信託いたします。

受益者代理人について

当社では、受益者代理人として社外の弁護士および当社の内部管理統括責任者を選定しております。受益者代理人は、通常時に保全金額の照合等、資産の信託状況の監督を行います。また、当社破綻時には、受託銀行より受益者代理人である社外の弁護士を通じて返還します。

注意事項

- ・ 信託保全は、お客様からお預りした資産を保全するためのものであり、ライブスターFX（店頭外国為替証拠金取引）の元本を保証するものではありません。
- ・ 日証金信託銀行及び三井住友銀行は、当社から信託された資産の管理のみを行うこととなります。したがって、日証金信託銀行及び三井住友銀行が当社に代わってお客様に対して資金などの支払義務を負うものではなく、お客様から日証金信託銀行及び三井住友銀行に対して証拠金等の返還を直接請求することはできません。
- ・ お客様の証拠金は、毎営業日の午前7：00（ただし、米国東部時間が夏時間の場合は午前6：00）までに当社が確認できた入金額について、その翌営業日に金銭信託口座（外国為替顧客証拠金口）に入金します。
- ・ お客様は、当社に支払い停止、破産等の事由が生じた場合には、建玉の清算後、金銭信託口座（外国為替顧客証拠金口）で保管された金銭について、清算時の信託保全額に応じて、受益者代理人を通じて配分を受けることができます。この場合、お客様への証拠金等の返還は金銭信託口座（外国為替顧客証拠金口）で保管された金銭から諸費用を控除した額が配分の限度となり、清算時の信託保全額により按分されます。なお、受益者代理人を通じて配分を受けた証拠金相当額についてのお客様の当社に対する証拠金等の返還請求権は消滅します。
- ・ 当社の支払停止、破産等の事由が生じた際に、当社の過失故意や為替相場の短時間での大幅な変動等によりカバー取引を適切に行うことができなかった場合などには、金銭信託口座（外国為替顧客証拠金口）で区分管理された金銭が、証拠金等の総額に不足する場合があります。この場合には、お客様の証拠金等の一部が返還されないことがあります。
- ・ 当社の破綻時に、金銭の配分を受けるには、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく本人確認手続きが必要となります。

- ・ 当社は、金銭信託口座（外国為替顧客証拠金口）を利用して区分管理を実施するため、またはお客様に金銭信託口座（外国為替顧客証拠金口）で区分管理された金銭を配分するために、必要があるときは、お客様の個人情報を受益者代理人及び日証金信託銀行及び三井住友銀行に提供することがあります。

3-2. 当社の概要及び苦情受付・苦情処理・紛争解決について

●当社の概要

- 【商号】 株式会社ライブスター証券
- 【登録番号】 関東財務局長（金商）第8号 [金融商品取引業者]
- 【創立年月日】 昭和23年4月22日
- 【所在地】 〒100-6217 東京都千代田区丸の内一丁目11番1号
- 【資本金】 21億円（平成21年9月30日現在）
- 【事業内容】 金融商品取引業（証券取引・店頭外国為替証拠金取引）
- 【加入協会】 日本証券業協会（会社コード：0025）
一般社団法人 金融先物取引業協会（会員番号：1147）

●連絡先（コンプライアンス部）

- 電 話：03-5221-5115
- 受付時間：平日（9：00～17：00）

●当社の苦情・紛争処理措置について

当社は、「苦情・紛争処理規程」を定め、お客様からの苦情等のお申出に対して、真摯に、且つ迅速な対応を心掛け、お客様のご理解をいただくよう努めています。

お取引に関する苦情等につきましては、上記お客様相談窓口までお申し出ください。また、上記により苦情の解決を図る他に、お取引についてのトラブル等は、下記の金融ADR機関（※）である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター」における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）

住 所 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-1 第二証券会館

電 話 0120-64-5005（フリーダイヤル）

（月曜日～金曜日 9：00～17：00 祝日を除く）

URL：<https://www.finmac.or.jp/html/form-soudan/form-soudan.html>

（※）金融ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決しようとする当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

3-3. 店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語

- ・ **アスク (=オファー)**

金融商品取引業者が価格を示して特定数量の商品を売付ける旨の申出をすることをいいます。お客様はその価格で買付けることができます。

- ・ **預り評価残高 (あずかりひょうかざんだか)**

ライブスターFXにおいて、お客様の「口座資産」に現在の「評価損益」を加算したものが表示されます。

- ・ **一般顧客 (いっばんこきやく)**

金融商品取引に関する専門的知識及び経験を有すると認められる金融商品取引業者もしくは適格機関投資家等または資本の額が5億円以上の株式会社にもいずれも該当しないお客様をいいます。

- ・ **受渡日 (うけわたしび)**

取引した通貨を交換する日であり、決済日のことをいいます。

- ・ **売ポジション (うりポジション) = 売建玉 (うりだてぎよく)**

売付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。

- ・ **売決済 (うりけっさい)**

買ポジションを手仕舞う (買ポジションを減じる) ために行う売付取引 (転売) をいいます。

- ・ **買ポジション (かいポジション) = 買建玉 (かいだてぎよく)**

買付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。

- ・ **買決済 (かいけっさい)**

売ポジションを手仕舞う (売ポジションを減じる) ために行う買付取引 (買戻し) をいいます。

- ・ **カバー取引 (カバーとりひき)**

金融商品取引業者がお客様を相手方として行う店頭外国為替証拠金取引の価格変動によるリスクの減少を目的として、当該店頭外国為替証拠金取引と取引対象通貨、売買の別等が同じ市場デリバティブ取引又は他の金融商品取引業者その他の者を相手方として行う為替取引又は店頭外国為替証拠金取引をいいます。

- ・ **金融商品取引業者 (きんゆうしょうひんとりひきぎょうしゃ)**

店頭外国為替証拠金取引を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者をいいます。

- ・ **逆指値注文 (ぎゃくさしねちゅうもん)**

売買取引注文で指定した値段よりも上がったらい、下がったら売るという注文です。一例として、ストップオーダー売ポジションを手仕舞う (売ポジションを減じる) ために行う買付取引をいいます。

- ・ **口座維持率 (こうざいじりつ)**

ライブスターFXにおいて、取引証拠金に対する有効証拠金の割合を表示しております。

[口座維持率 = 有効証拠金 ÷ 取引証拠金]

- ・ **差金決済 (さきんけっさい)**

取引の決済にあたり、原商品の受渡しをせず、算出された損失または利益に応じた差金を授受することによる決済方法をいいます。

- ・ **指値注文 (さしねちゅうもん)**

価格の限度 (売りであれば最低値段、買いであれば最高値段) を示して行う注文をいいます。これに対し、あらかじめ値段を定めずに行う注文を成行注文といいます。

- ・ **出金依頼額（しゅつきんいらいがく）**
ライブスターFXにおいて、出金の依頼を行った金額が表示されます。当社で出金の手続きが完了するまで表示されます。
- ・ **証拠金（しょうきん）**
取引の契約義務の履行を確保するために差入れる資金をいいます。
- ・ **スプレッド**
買値と売値の差。ビッド・レート（お客様がお取引できる現在の売値）とアスク・レート（お客様がお取引できる現在の買値）の差をいいます。
- ・ **スワップポイント**
店頭外国為替証拠金取引は、通貨の交換を行うと同時に金利の交換も行われます。各通貨の金利差に基づき算出される金利差調整額をスワップポイントといいます。金利差の状況によってスワップポイントの受取り、または支払いとなります。スワップポイントによる損益額はロールオーバー取引時に確定いたします。
- ・ **スリッページ**
顧客の注文時に表示されている価格又は顧客が注文時に指定した価格と約定価格とに相違があることをいいます。
- ・ **注文中証拠金（ちゅうもんちゅうしょうきん）**
ライブスターFXにおいて指値注文等、未約定の注文に必要な取引証拠金が表示されます。
- ・ **デリバティブ取引（デリバティブとりひき）**
その価格が取引対象の価値（数値）に基づき派生的に定まる商品の取引をいいます。先物取引及びオプション取引を含みます。
- ・ **店頭外国為替証拠金取引（てんとうがいくかわせしょうきんとりひき）**
通貨を売買する外国為替取引と取引金額よりも少額の証拠金を預託して大きな取引を行う証拠金取引を合成した取引をいい、店頭デリバティブ取引の一つです。
- ・ **店頭金融先物取引（てんとうきんゆうさきものとりひき）**
店頭外国為替証拠金取引のように、金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場及び外国金融商品市場によらずに行われる通貨・金利等の金融商品のデリバティブ取引をいいます。
- ・ **店頭デリバティブ取引（てんとうデリバティブとりひき）**
金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場及び外国金融商品市場によらずに行われるデリバティブ取引をいいます。
- ・ **レバレッジ**
預け入れた現金で何倍分の取引が出来るかということをおいいます。
- ・ **特定投資家（とくていとうしか）**
店頭金融先物取引を含む有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有すると認められる適格機関投資家、国、日本銀行等をいいます。一定の要件を満たす個人は特定投資家として取り扱うよう申出ることができ、一定の特定投資家は特定投資家以外のお客様として取り扱えるよう申出ることができます。
- ・ **値洗い（ねあらい）**
毎日の市場価格の変化に伴い、評価替えする手続きを値洗いといいます。
- ・ **成行注文（なりゆきちゅうもん）**
あらかじめ価格を設定しないで行う注文をいいます。
- ・ **クイック注文（クイックトレード）**
発注を行った（レートをクリックした）瞬間のレートを基準として、あらかじめ設定したスリッ

ページ幅の範囲内で約定を行う注文方法です。

・ **ビッド**

金融商品取引業者が価格を示して特定数量の商品を買付ける旨の申出をすることをいいます。お客様はその価格で売付けることができます。

・ **ヘッジ取引（ヘッジとりひき）**

現在保有しているかあるいは将来保有する予定の資産・負債の価格変動によるリスクを減少させるために、当該資産・負債とリスクが反対方向のポジションを先物市場や店頭市場で設定する取引をいいます。

・ **ロスカット**

お客様の損失が所定の水準に達した場合、お客様の未決済ポジションを金融商品取引業者が強制的に決済することをいいます。

・ **ロスカットアラートメール**

取引口座の実効レバレッジ（総取引金額÷有効証拠金）が 20 倍以上になった場合、ロスカット（ルール 18 参照）水準に近い状態となるため、注意喚起の観点から「ロスカットアラートメール」が送信されます。ただし、相場状況によっては「ロスカットアラートメール」が送信される前にロスカット、また強制決済が執行されることがあります。さらに、通信状況等によっては「ロスカットアラートメール」の送受信が遅延する場合があります。なお、本サービスは、口座を管理するうえでの情報提供を目的としたものであり、投資勧誘、ご入金を目的として提供するものではありません。最終的な投資判断については、ご自身で決定されますようお願いいたします。

・ **ロールオーバー**

店頭外国為替証拠金取引において、同一営業日中に反対売買されなかった未決済ポジションを翌営業日に繰り越すことをいいます。

・ **両建て（りょうだて）**

同一通貨ペアの売建玉と買建玉を同時に持つことをいいます。お客様にとって買付け価格と売付け価格の差、手数料を二重に負担すること、支払いのスワップポイントと受取りのスワップポイントの差を負担することなどのデメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがあります。

以 上

平成 22 年 6 月 26 日制定
平成 22 年 7 月 19 日改定
平成 23 年 3 月 16 日改定
平成 23 年 5 月 10 日改定
平成 23 年 7 月 3 日改定
平成 23 年 7 月 18 日改定
平成 23 年 10 月 25 日改定
平成 24 年 1 月 23 日改定
平成 24 年 4 月 26 日改定
平成 24 年 6 月 11 日改定
平成 24 年 7 月 13 日改定
平成 24 年 9 月 3 日改定
平成 24 年 12 月 1 日改定
平成 25 年 9 月 27 日改定
平成 25 年 11 月 30 日改定

平成26年 4月16日改定
平成26年 8月 1日改定
平成27年 1月 6日改定
平成27年 6月22日改定
平成28年 5月28日改定
平成29年 1月 1日改定
平成29年 2月18日改定
平成29年 4月 1日改定
平成29年 6月10日改定
平成30年 5月21日改定
平成31年 3月30日改訂
令和 元年 5月20日改訂

当社の承諾を得ずに無断で複写・複製する事を禁じます。